平成２８年（フ）第３０１号
埼玉県越谷市レイクタウン１丁目36番地10　パークサイドメゾン204
債務者　佐々木廣一
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
岐阜県岐阜市芋島４丁目16番１号
債務者　髙久紀久子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１４号
北海道旭川市東光10条１丁目２番８号
債務者　黒田　龍二
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
北海道旭川市東光10条１丁目２番８号、住民票上の住所北海道士別市西４条11丁目756番地46
債務者　黒田　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで　旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０号
北海道岩見沢市３条東９丁目17番地２　ハイツ幸和５号
債務者　岡田　大悟
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第７４号
群馬県太田市東金井町2265番地140　向南台パレス208号
債務者　田嶋　信彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７８号
群馬県太田市大原町50番地36
債務者　吉澤　皿作
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３１号
奈良県大和郡山市柳６丁目１番地２　１号
債務者　大西　秀実
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３５号
奈良県大和郡山市柳６丁目１番地２　１号
債務者　大西　礼子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
香川県高松市桜町２丁目17番20号　コンフォルト桜町105
債務者　石井　智子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―304号（県営住宅３―304号）
債務者　松本奈緒美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４８号
山口県宇部市常盤台１丁目１番４―404号旦の辻市営住宅
債務者　穴見　和浩
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４９号
山口県美祢市伊佐町伊佐5388番地３
債務者　児玉　雄史
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１３５号
大分市大字上宗方567番地の87（日生第５マンション406）
債務者　益永　康平
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５７号
北海道小樽市桜１丁目２番16号、前住所北海道小樽市桜５丁目28番５号
債務者　源　　朱莉（旧姓北）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１５号
岩手県釜石市八雲町10番10―55号
債務者　上村　英子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
秋田市横森３丁目４番71号
債務者　菊地　長太
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　秋田地方裁判所民事第２部